

第1回 国立公園等整備事業の適切な執行に関する懇談会

国立公園等整備事業(工事)
の適正な執行に向けた論点

環境省自然環境局
自然環境整備担当参事官室

論 点 1

(基本的な考え方)

- 自然公園等整備事業の成果は工事を実施する企業の能力と技術者の能力に影響されるものである。

(総合評価落札方式の二極化への移行)

- 国土交通省が平成25年3月より、従来のタイプ分類(簡易型、標準型、高度技術提案型)の見直しを行い、タイプを施工能力の評価と技術提案の評価に二極化したので、自然公園等整備事業の工事もそれに合わせて検討すべきではないか。

(総合評価落札方式の拡大)

- さらに、自然公園等整備事業の工事については、現在6千万円未満は一般競争入札(その際でも総合評価落札方式を積極的に活用する)となっている「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」(平成20年5月環境会発第080520001号)。今後は、原則として総合評価落札方式とすることを検討してはどうか。

「発注者が、事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが基本となる。」(品確法の基本方針)

論 点 2

((施工計画)技術提案の評価について)

- 自然公園等整備事業で「施工能力評価型」、「技術提案評価型」を実施する場合は、国土交通省に準じて、①施工能力の評価は大幅に簡素化し、②技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視してゆくべきではないか。
- 自然公園等整備事業で、(施工計画)技術提案させるべき内容としては、どのような点に留意すべきか。また技術提案をどの程度重視すべきか。

「発注者が、事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが基本となる。」(品確法の基本方針)

(企業の新規参入を促す評価について)

- 自然公園等整備事業で実績のない(少ない)優良な企業にも入札参加を促すため、入札に当たっては、どのような評価項目を設定すべきか。

「現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務を適切に実施することが必要である。」(品確法の基本方針)

- その他、国立公園等整備事業の発注における課題への対応策について
 - ・ 過当競争(ダンピング)の回避
 - ・ 入札不調の回避
 - ・ 入札参加者数不足の問題